

手 数 料 表

(1) 届出制手数料に係る求人手数料（消費税は別途加算）

求人者からの手数料は、下記の手数料の額を上限として厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、ご契約により、下記の手数料額を上限として適用させていただきますので、個々の職業紹介における手数料については、申込書又は契約書でご確認ください。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 4 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 4 0 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人者にご負担いただく手数料の返戻金制度について	会社都合並びに被用者の死亡、病気等の理由により離職した場合以外は、一部返戻します。 1 ヶ月未満の離職 5 0 % 3 ヶ月未満の離職 3 0 % 6 ヶ月未満の離職 1 0 %

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

(2) 求職受付手数料

求職の申込みを受理した場合は、受領した日以降に次の受付手数料を申し受けます。求職の受付 1 件につき 690 円（消費税相当額を含む）を求職者から〔芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合のみ〕ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

事業所名 株式会社 アプロス

所在地 兵庫県芦屋市大槻町 7－9

タイニーアシア 2 F

許可番号 28－ユ－300782